

小泉信三の象徴天皇論

—『帝室論』と『ジョオジ五世伝』を中心として—

瀬畑 源

はじめに

本稿は、現天皇帝明仁の教育の中心を担った小泉信三が、日本国憲法下での象徴天皇の政治的役割をどのように考えていたのかについて検討を加える。小泉は一九四九年から死去する一九六六年まで東宮職御教育常時参与（一九五九年以降は東宮職参与）として明仁皇太子の教育にたずさわ¹り、皇太子の思想形成に大きな影響を与えた²。現皇后美智子を皇太子妃に選考した中心人物であったことでも著名である。

また、小泉は田島道治宮内庁長官（在職一九四八〜五三年、四九年六月までは宮内府長官）との関係が深く、昭和天皇の退位論に終止符を打ったとされる一九五二年五月三日の「おことば」を、田島と吉田茂首相とともに作成した³。さらに、田島は辞任の際に、小泉を皇室の最高顧問として侍従職御用掛という役職に就任させた⁴。小泉は昭和天皇の信頼が厚く、死去するまで皇室の御意見番であったのである⁵。

戦後政治史における象徴天皇制の政治的役割についての研究として、第一に挙げられるのは渡辺治のものであ

る。渡辺は、戦後天皇制を常に「保守政治の従属変数、利用の対象」であったと定義し、内奏などによる天皇の政治介入の余地は残ったものの、総攬者としての権力が外形的にも存在しないために、実際の政治的な影響力は少なかったと述べた。⁽⁶⁾ また、中村政則や升味準之輔の⁽⁷⁾研究もこの視点を踏襲しており、渡辺の定義は通説となっていると言ってよいだろう。⁽⁸⁾ 筆者もこの定義の上で論を展開する。

これまで、小泉信三の象徴天皇論についての研究は、小泉が皇太子とともに読んだとする福澤諭吉の『帝室論』⁽⁹⁾とハロルド・ニコルソンの『ジョージ五世伝』⁽¹⁰⁾の二冊をどう解釈するのかという点に着目して論じられてきている。

渡辺治は『帝室論』を重視し、小泉は、天皇制を政治から全く切り離すことで精神的な権威として社会統合の中心とする構想を抱いており、伝統的権威による社会統合を図った吉田茂とは考え方が異なっていたと述べている。⁽¹¹⁾ しかしこれでは、なぜ小泉が『ジョージ五世伝』を取り上げたのかという点が理解できない。

ケネス・ルーフは、小泉が『帝室論』を象徴天皇のモデルとして見ていたが、内奏を正当化するために『ジョージ五世伝』に引用されていたウィリアム・バジョットの君主論における三原則（王は諮問に対し「忠告し、奨励し、警告する権利」を持つ。以後「バジョット三原則」と略す。）を補足したと述べた。⁽¹²⁾ ルーフの述べるように、バジョットの君主論を小泉が取り上げたのは内奏の正当化であるということには同意するが、『帝室論』とバジョットの君主論をどのような論理で小泉が統合しようとしたのかという点についての説明はない。『帝室論』は天皇は「政治社外」におくとして一切政治に関わらないという論理であり、限定的にはあるが政治介入を肯定する『ジョージ五世伝』やバジョットの君主論とは論理が異なっているのである。この違う論理を、なぜ小泉が統合して論じたのかという点を明らかにする必要がある。

なお、ここで注意しなければならないのは、小泉信三は、自分の理論が先にあって、その上で象徴天皇を論じたわけではなく、むしろ現状の象徴天皇をどのように理論化し正当化するかということを目指していたということである。小泉の伝記を書いた今村武雄は、小泉について次のように述べている。

わが国の歴史のなかに伝えられる天皇の地位についても、学者間にいろいろ異った見方が行われているが、小泉はその種の天皇制論には興味を示さず、現実にいままの天皇の在り方および将来の役割という点に思いをひそめた跡がある。⁽¹⁵⁾

本稿では、小泉がなぜこのような視点で天皇論を展開したのかを、小泉が書いた皇室に関する文章から読みといてみる。まず小泉の天皇観の特徴についてまとめ、その上で、小泉の象徴天皇論を明らかにしたい。

第一章 小泉信三の天皇観

(1) 「かのように」の哲学

小泉信三はかつて姉から「高山彦九郎」と呼ばれたことがあるという。⁽¹⁶⁾ 今村武雄は、小泉の皇室観は「福澤の「帝室論」を継承し、これを近代化して、国際的な視野を持って発展させたもの」であったが、「時として、堅苦しい忠誠心を感じさせた」ので、このようなことを言われたのではないかと推測している。⁽¹⁷⁾ 今村の指摘したように、小泉は高山のような狂信的な尊王論者ではなかった。小泉は生涯にわたり、自分の執筆した文章の中で「万世一系」「神国」「現人神」などという言葉は戦時中も含めて一切使わなかった。小泉は非常に近代的な天皇観を抱いていたのである。

小泉は慶應大学に入学後、福田徳三の下で経済学を学んだ。そこで彼は終生の研究対象となるマルクスと出会った。小泉は反マルクス主義の代表的人物として名高いが、その一方でマルクスの理論に対して一定の評価をしていた。その一つが、唯物史観であった。小泉は「歴史は勝手気侷に造られず、必ず歴史的に与えられた現実から出発して造られるということ」については同意していた。⁽¹⁹⁾この小泉にとって、神話から始まる万世一系論はにわかには受け入れがたいものがあつたであろう。このような思想を持つ小泉の皇室論を支えたのは、森鷗外の小説「かのように」⁽²⁰⁾であつた。

森鷗外が「かのように」を書いたのは、一九一〇年の大逆事件の影響である。大逆事件の与えた社会的影響について、小泉は「単に政府の形態や財産制度の如何に関する狭義の社会思想のみの問題ではなく、識者は当然進んで、国体と世界思想、信仰と科学、伝統と理性という、もつと根本的な問題を考えざるを得なかつた」⁽²¹⁾と解説している。「かのように」は、特に「伝統(神話)」と「科学」をどう調和させるかについての、鷗外の回答であつた。⁽²²⁾「かのように」の内容の説明であるが、小泉の解釈を示すために、あえて小泉の文から長めに引用する。

主人公は歴史家である。誠実に歴史を書くとする者には、神話と歴史をどう取り扱うかの問題に逢着しなければならぬ。(中略)主人公は、神話は歴史でないと声明しても、神話の包んでいる人生の重要な物は保護して行かれる、彼れを承認して置いて、これを維持して行くのが学者の務め、人間の務めだと信じているのである。(中略)「かのようにの哲学」とは何か。およそ学問でも、芸術でも、宗教でも、人生の価値のあるものは、その根底において或る物を有る「かのように」考えることによって始めて成立する。(中略)「かのように」は何処までもかのように、考えられたもので、真実存在するものではない。しかし、その或るものの存在が証拠立てられないということだけを楯に取って、神を否定し義務を否定する者には与みしない。(中略)主人公は神話

を歴史とすることを肯んじないが、しかもまた偶像破壊に与みすることは出来ぬ。ここにおいて彼れは「かのよりの哲学」に足場を借ろうとする。この哲学は破壊者の哲学ではなく、また頑冥者の哲学ではない。読者はここに透徹せる理智と、誠実な心術と、そうして急進と保守との間に介まれた、かかる理智ある者の一種の諦念を認めざるを得ぬ。⁽²³⁾

小泉はこの主人公の悩みは「当年の多くの真摯な智識人の悩みであった」とし、「私もこの一篇を面白く読み、読んで主人公に同情を持った」と述べている。⁽²⁴⁾ もちろんこの「真摯な智識人」に小泉本人が入っていることは疑いない。⁽²⁵⁾ 小泉もまた大逆事件に影響を受けた人の一人であったからである。⁽²⁶⁾

このように唯物史観を信じながら「かのよりに」皇室を理解した小泉は、歴史的に皇室をどのように捉えるかという議論を全く行わなかった。そのため、小泉と同様に戦後の象徴天皇を理論的に支えた代表的な論者とされている津田左右吉や和辻哲郎とは違いが出てくる。⁽²⁷⁾ 津田は、天皇を常に権威だけを持ち権力と分離されてきた存在である（二重政体組織）とし、⁽²⁸⁾ 和辻は天皇を「全体意志の表現者」として捉え、天皇個人の意志（権力）によって統治されてきたのではないと述べ、⁽²⁹⁾ ともに日本国憲法の象徴天皇は歴史的に正当性があることを主張した。これに対し小泉の思考は、あくまでもどのようにして合理的に象徴天皇を運用するかに重点がおかれた。⁽³⁰⁾ そのため、津田や和辻の天皇論について、自らの著作では一切触れることはなかったのである。

(2) 福澤諭吉と小泉信三

小泉信三にとって、福澤諭吉は思い入れの深い存在であった。小泉の父・信吉は、慶應義塾設立以前からの福澤の弟子であり、慶應義塾長も務めていた。小泉が若くして父を亡くした時には、福澤は自分の屋敷の離れに小

泉一家をしばらく住ませたこともあった。³¹その後、小泉は慶應義塾大学を卒業し、そこで教鞭を執り、塾長を務めた。このことから小泉は、「どんなに勝手に、思うままに振る舞えたつもりでも、結局自分は福澤の掌外には飛び出せない人間ではないか」³²として、福澤の影響が色濃く自分には残っていると述べていた。しかし、小泉自身が告白しているように、慶應義塾でもあまりにも福澤が称賛されることへの反発で、『福澤全集』（一九二五～二六年）が発行されるまでは、一部の文を除いては福澤を読んだことがなかったようである。³³ただ小泉は、逆にこのことによって、「福澤論吉を適當の距離において客觀的に眺め、進歩した思想史的方法を持ってこれに臨み、また明治史研究一般の成果により、福澤を載せた時代、福澤によって動かされた時代に対するより多くの知識を持つてわが主人公を見ることが出来るようになった」と述べていた。³⁴

では小泉は「福澤論吉の天皇論」を具体的にどのようなようにとらえていたのだろうか。ところが小泉は、先の引用文にあるような「思想史的方法」を全く取っていない。小泉は『帝室論』のみを用いて福澤の天皇論をまとめているのである。

福澤論吉の天皇論をとりあげた思想史の論文は数多くあるが、その主な論点は、『文明論之概略』（一八七五年）に描かれている天皇論と、『帝室論』（一八八二年）に描かれている天皇論を一貫したものとしてみるか、あるいは「後退」したものとみるかという所にある。福澤は『文明論之概略』の中で、日本人の義務は国体を保つこと（自国の政権を失わないこと）のみであると、皇統はその国体が保たれたからこそ連綿と続いてきたのであって、その逆ではないとする。³⁵そして「君臣の倫」は人が生まれつきに持った「性」ではないので、君主制を維持するかは便利かどうかで判断し、場合によって改めても構わないとした。³⁶これに対し、『帝室論』では、帝室を「尊厳神聖」とし、「我帝室の一系万世にして、今日の人民が之に依て以て社会の安寧を維持する所以のものは、明に

之を了解して疑わざるものなり」と述べているのである³⁷。

一貫説を取る代表的な論者は丸山真男である。丸山は、この二つの本が、「政治上の得失」から君主制の問題を判断するという功利主義的な立場³⁸において一貫していると論じた。また遠山茂樹は、この二つは絶対主義的君主制からブルジョワ君主制（イギリス的立憲君主制）への転化を主張する面では共通しているが、『帝室論』は「外事優先」（東洋への侵略）「官民調和」を軸とした福澤の思想によって、天皇の権力として統帥権や和戦決定権を維持させたため、その転化は不徹底な議論となったと述べた³⁹。

これに対し「後退」説を取るのは山田昭次や太田雅夫などであり、最近では安川寿之輔が最も活発にこの説を唱えている⁴⁰。例えば山田は、福澤は『文明論之概略』の際には「人民の内面領域に対する君主の支配力を削減し、これを政治の領域に限定して国民の主体的自覚を囿ろう」としていたが、『帝室論』では「権威の盲信というおくれた日本人に根深い心情を把握」するために天皇を利用するという論へと「後退」したと述べた⁴¹。

これらの研究史を見れば、『文明論之概略』を抜きにして、福澤の天皇論を書くことは不可能であることがよくわかる。つまり、小泉が『帝室論』のみを取り上げて福澤の天皇論を論じるという姿勢は、これを学問的に論じようという意志がないことを意味している。そこには、自分の主張に合わない文章は使用しないという政治的判断があったと考えられるのである。

では、具体的に小泉がどのように『帝室論』を取り上げていたのかを考察してみよう。小泉が『帝室論』について文章で触れる場合には、時勢に応じた書き方をして見ることが取れる。

小泉は戦前に書いた文章の中で、一回だけ『帝室論』を取り上げたことがある。それは、岩波書店に頼まれて小泉が編纂した『福澤撰集』（一九二八年）の解説である。小泉はこの本に、あえて『帝室論』を収めた。その意

図は、この解説で『帝室論』の続編とされている『尊王論』（一八八八年）の末節（帝室を「政治社外」に置くこととは「虚器」（操り人形）として扱うことではないということ）を強調した部分）を十六行にもわたって引用したことに示されるように、福澤への「誤解」を解くことであつた。⁽⁴⁴⁾ 富田正文によれば、福澤の『帝室論』は、常に天皇を「虚器」として扱っているとの批判を受けていたようであるが、一九三七年には、文部省から慶應義塾大学予科で『帝室論』を参考書に使うのは適当でないという注意を受けており、その「誤解」は解けることがなかつた。⁽⁴⁵⁾ 小泉は一九三三年に慶應義塾長となり、福澤についての文章を多数執筆することになるが、これ以後、敗戦まで一切『帝室論』に触れる文章を書くことはなかつた。つまり、『帝室論』は政治状況から見て受け入れられることはないどころか、かえって反発を受けるといふ小泉自身の政治的判断がここにあつたと考えて良いだろう。

戦後になって、小泉が始めて『帝室論』に触れたのは、一九四八年である。そこで小泉は次のように『帝室論』を解釈している。

「皇室は政治社外に仰ぐべきものであり、またかくてこそ始めて尊厳は永遠に保たれる。苟も日本において政治を談じ、政治の事に関するものは、その主義においてかりそめにも皇室の尊厳と神聖を濫用してはならぬ。皇室の任務というのは「日本民心融和の中心」となることである。政治は人の「形体」は支配できるが、「人の深奥の心情」を動かすことはできない。なぜなら、政治上の対立は常に激しさをともなうためである。であるから、「人情の世界を支配し、徳義の風俗を維持する一事に至っては終にこれを皇室に仰がなければならぬ」。爾来六十年を経て回顧すれば、先生の尊皇の志とその先見洞察とは、新憲法の制定せられた今日において特に人の心に感ぜしむるところが多いと思ふ。⁽⁴⁶⁾」

つまり小泉は、『帝室論』の内容を、日本国憲法下での天皇の役割と一致していると見たのである。

なお、小泉はこの際に『尊王論』も取り上げ、この二つの書が「用語の末においては相違があるけれども主旨の根本においては変わっておらぬ」と述べていた。⁽⁴⁷⁾その後には書かれた文章でも、『尊王論』の内容は、「帝室を『政治社外の高処に仰ぎ奉らん』とする本旨は一つであるから」と書いて全く解説せず、『帝室論』の説明で代用されている。だが、『尊王論』を読むと、小泉がなぜ内容を詳しく説明しなかったのかが理解できる。

『尊王論』は、帝室を「経世の要用」の観点から論じ、「尊厳神聖」の由縁や、それを維持するための「工風」について述べたものである。確かに小泉が述べているように、文章の各所で「政治社外」に皇室を置くというところが強調されている。しかし、福澤は、帝室は、日本最古の家族であり、「数百千年の家系を明」⁽⁴⁹⁾らかにしている家系であるために、国民の「尚古懐旧」の人情によって、その「尊厳神聖」が受容されるとし、これを維持するためには、「帝室の藩屏」として、由緒ある大名只公卿の子孫（特に藤原家の子孫）の地位を「人臣の上」に置き、これを維持すべきであるとも主張していた。⁽⁵⁰⁾つまり、皇室の尊厳の源を万世一系に置き、華族制度を維持すべきとする議論である。これは、小泉の信条や、華族制度が廃止された状況から考えて、好ましい議論ではなかった。そこで、小泉は『尊王論』のエッセンスだけを抽出して、あえてその内容については触れなかったと考えることができる。

以上から、小泉は近代的な天皇観を持っていたこと、そして象徴天皇を正当化するためなら、たとえ尊敬する福澤の文章であったとしても、政治的判断による取捨選択を行うという考え方を持っていたことがわかるであろう。

第二章 小泉信三の象徴天皇論

(1) 小泉信三の皇太子教育

本章では、小泉信三が書いた明仁皇太子への教育について述べた文章を中心に分析し、小泉の象徴天皇論の特徴を取り上げたい。なお小泉は、皇太子に週二回の御進講を行っていた。その内容は、本を読むことや、新聞の「週間サムマリイ（展望）」を主題にして話をするなどであった。⁽⁵¹⁾

小泉は、自分が執筆した文章の中で、皇太子とともに読んだ本として、幸田露伴『運命』⁽⁵²⁾、福澤諭吉『帝室論』、『尊王論』、ハロルド・ニコルソン『ジョージ五世伝』の四冊を挙げている。⁽⁵³⁾ 常時参与になってからの年数を考えても、ここに挙げた本だけを読んでいたということは考えにくい。小泉はこれらの本を皇太子教育に使用していると書くことで、象徴天皇についての自分の考え方を国民に提示しようとしたと考えられる。なお、このうち『運命』は、中国の明の建文帝と、謀反を起こした燕王（のちの永楽帝）との争いとその結末を描いた作品であり、王のあり方の例として見るよりは、美しい日本語を学ぶという要素が強かったと思われるので、ここでは検討から除外する。⁽⁵⁴⁾ また『尊王論』も前章の理由により除外する。よって、残りの二冊を個別に分析する。

(a) 『帝室論』

『帝室論』は、福澤諭吉によって一八八二年に書かれた。この中で福澤は、帝室を楯にとって政敵を論難する帝政党と呼ばれる政党が現れたことを批判し、帝室を政治活動から遠ざけ、国民全てが仰ぎ見る存在として国民統合の中心とすべきだとの主張を行った。⁽⁵⁵⁾ 詳細は前章にすでに述べているので、ここでは論じない。

小泉は田島道治が宮内府長官になったときに『帝室論』と『尊王論』を送っており、常時参与就任前に、皇太子に対して『帝室論』を講義している。⁽⁵⁷⁾ 小泉は、自分が皇太子の師となるとの想定がなかった時期から、『帝室論』の描くような、政治からは全く切り離された天皇が、日本国憲法と一致していると考えていたのである。よって、この本を皇太子と共に読むことは必然であったであろう。

(b) 『ジョージ五世伝』

『ジョージ五世伝』は、ハロルド・ニコルソンが英国王室から委託されて書いた公式の伝記である。⁽⁵⁸⁾ この本は、皇太子のエリザベス英国女王の戴冠式への出席（一九五三年）の参考として、松本俊一駐英大使から贈られたものであったが、小泉が実際に読んだのは翌年になってからである。⁽⁵⁹⁾ そしてこの本を「偶然の事情もあつたけれども、第一に、これが立憲君主国の君主の伝記として、当時は一番新しい、委しいものであつたこと、国の東西を問わず、君主の公私の日常について相語るべき無数の話題がそれに含まれていること、等を考え」、⁽⁶⁰⁾ 皇太子と一緒に読むことにした。なお、小泉は「この本を御一緒に読むよりは寧ろ書中の記事を話題にして殿下とお話することにしていきます」と述べていることから、王としての振る舞い方を皇太子と議論するためのテキストとして使っていたものと考えられる。

そして、小泉はこの本を読んだ理由を、内容に即して次のように述べている。⁽⁶²⁾ ①王は義務に忠なる国王であつた。王の在位期間（一九一〇〜三六年）の間の激動期に、英国民が安定感を失わなかつたのは、王の誠実と信念の一貫に負うところがあつた。②他国の王の生活も、責任と負担ばかり多く、慰楽と休息の少ないという事実は、皇太子を励まし、また慰める。③王は党争外に中立で、常に王位にあるために、国または国民の永続的利害を察することができ、特殊の感覚と見識を養える。よって政治家に対して有益な示唆を与えることができる。そのた

めに、君主は無私聡明、道徳的に信用ある人格として尊信を受ける人でなければならぬ。

これを日本の象徴天皇に当てはめた場合、国王の政治活動を容認している③をどう考えるかが問題になると思われるので、この点についてさらに補足したい。ニコルソンは、ジョージ五世の政治活動の信念は、青年時代に書いたノートに描かれているとして、その原文を引用した。

(2) 政治的能力における王の価値。王はもはや「階級」の一つでも行政の主体 (executive) でもない。にもかかわらず、女王は、失われた公式の権力を補ういくつかの非常に強力な影響力を保持している。この影響力は、以下の様々な仕方で行使することができる。

(a) 内閣を組織する場合。特に党を指導していると主張している何人かの政治家の中から選ぶ場合。

(b) 内閣が継続している間。王は第一に諮問に対し意見を述べる (consulted) 権利、第二に奨励する (encourage) 権利、第三に警告する (warn) 権利を持つ。これらの権利は、政治上、重要な影響力を行使することもありうる。特に政党政治の下では、君主のみが継続的な政治経験を持っているからである。

(c) 内閣が崩壊したとき (しかしこの場合は、上院と連絡して、最善の仕方に対処することができる)。⁽⁶³⁾

これは、ウィリアム・バジョットの『イギリス憲政論 (The English Constitution)』⁽⁶⁴⁾ についての講義で取ったノートの内容である。ニコルソンは、「公爵 (引用者注・ジョージのこと) は、これらのいくつかのメモの中で、立憲君主制の機能や義務の概念を具体的にまとめ、王に就いたとき、これらの概念を一貫して忠実に適用していた」と述べている。⁽⁶⁵⁾ 小泉もこのニコルソンの視点を引き継ぎ、ジョージ五世がバジョットの憲政論に従っていたと述べているが、特にその中でもバジョット三原則に注目していた。⁽⁶⁶⁾

この『ジョージ五世伝』は、国王が政治とどのような関係を保っているのかということについての著作であり、『帝室論』の国民統合装置としての帝室の位置づけをどうするかという論とは異質のものである。しかし、小泉は、一九六〇年に書いた「帝室論」という文章で、この二つの書物を関連づけて論じたのである。

この文章は、まず、「政治社外」の天皇が日本国憲法に合致しているということとを述べて、『帝室論』を要約する。次に、『帝室論』を補うものとして、同じく福澤の書いた『民情一新』を紹介し、英国流の立憲君主制を福澤は理想としていたと述べた。そして、『帝室論』にはバジョットの著書の一部が引用されているので、その影響があるとして、話を英国君主制、そして『ジョージ五世伝』につなげる。ジョージ五世はバジョットの著作をもとに立憲君主の職分と義務に関するノートを作り、これを生涯守り通した。そして小泉は、アイルランド自治法案をめぐる政治対立に介入してその解決を目指したジョージ五世の行動を挙げ、『帝室論』で述べられた党争の激化を慰撫する帝室の功徳を「憶い出した」。また、国王は連続して王位にあり、党争外に中立のため、国や国民の永続的利害を考えることができ、政治家に有益な示唆を与えることが可能であるとして、バジョット三原則に基づくこのような行動を「立憲君主は、道徳的奨励者及び警告者たる役目を果たすことが出来る」と要約した。そしてこの姿は「福澤の『帝室論』からも敷衍される」と述べたのである。⁶⁷

小泉は「憶い出した」や「敷衍」といった記述をしているところから、『ジョージ五世伝』と『帝室論』の論理が同一のものではないということにはわかっていただであらう。小泉は、これらが両方ともバジョットに言及しているという理由でつなごうとしているのである。

(2) バジヨットの『イギリス憲政論』

まず、そもそも同じ「バジヨット」を用いたのに、どうして『ジョージ五世伝』と『帝室論』のような違いが出るのかという点について、バジヨットの著書に戻って考察してみよう。

バジヨットの『イギリス憲政論』は、一八六五年から六七一年にかけて書かれたものであり、議会改革（特に選挙権の拡大）に関する論説である。バジヨットは下層労働者階級に選挙権を与えることに反対し、地主階級と上層中流階級による議会運営を支持していた。⁶⁸ バジヨットは、君主制が、選挙権のない階級を含めた国民統合において重要な役割を担っていることをこの著書で強く主張している。

バジヨットは、国の制度には、「尊嚴的部分」と「実践的部分」の二つの要素があることを指摘している。もちろんこの二つは明確には分けられないが、君主は主に前者を担っている。君主制は、「統治形態を「わかりやすく」しており（国民のほとんどは複雑な議事制を理解できない）、また歴史的な由緒から国民の感情を引きつけるので、国民統合への役割が大きい。英国の君主制は多くの権限を法的には有しているが、実際にそれが有効かは不明確である。そこでバジヨットは、君主を持たない議院内閣制と英国を比較して、君主の効用を考察する。多数党がだれを首相にするか一致しない際には、公正な第三者である君主がその選任を行うことで解決することができる。また、「賢明な」君主は長い治世の間に経験を積むので、三つの権利（諮問に対し意見を述べる権利、奨励する権利、警告する権利）を行使して、大臣に影響を与えることができる。

しかし、バジヨットは、このような「賢明な」君主はほとんど現れないと述べる。「自己の英知によって昇進し、これをなくすれば没落するという人間は、素晴らしい思慮分別を備えている」が、「このような分別を、賢愚にかかわらず、安定した人生行路を歩む人間に期待するのはむだ」であり、また地位が永続していると複雑な政務に

ついで知識をえる「機会」は与えられるが、それを利用できるだけの君主はまれにしか出ないのである。そのため、バジヨットは「君主はなにもしようとはしないし、またする必要もない」と言い切り、熟慮して手を下さないことによつて最大の英知を示したヴィクトリア女王を称え、政治介入を繰り返すことで政治に混乱を招いたジョージ三世を批判した。バジヨットは英国の政治制度を「仮装の共和制」と述べたように、政治の実権は議会が握るべきだと考えており、君主はあくまで国民統合のために必要であり、政治介入の効用についてはさほど重要視していなかったことが伺える。⁽⁶⁹⁾

このことから考えると、福澤の『帝室論』はバジヨットの『イギリス憲政論』の中の国民統合における皇室の役割という点から強い影響を与えられたものだということがわかる。⁽⁷⁰⁾ バジヨットは、君主を「孤立した超越的存在」にしておくことで、神秘性を保つことができ、そのために対立する党派を融合させることができると指摘している。⁽⁷¹⁾ これは皇室を「政治社外」に置くことで、「民心融和の中心」とするという『帝室論』と合致するのである。

なお、ニコルソンは、ジョージ五世のノートには、バジヨットの厳しい論評の部分は書かれていなかったと指摘しており、「賢明な」君主たろうとした王は、バジヨットの述べた「政治的効用」の方のみに着目していたことがわかる。⁽⁷²⁾

(3) 小泉の象徴天皇論

小泉の象徴天皇論の中心にあるのは、日本国憲法と同じとみなした『帝室論』であることは疑いない。⁽⁷³⁾ これに『ジョージ五世伝』からバジヨット三原則を抜き出して、つなげようとした真意は何だったのであろうか。

これを考えるには、当時の象徴天皇が果たしていた政治的役割を考える必要がある。日本国憲法では天皇の政治的な活動は第七条の国事行為のみに限定されていた。しかし、実際には「内奏」を通じた天皇の政治関与が可能となっていた。憲法施行時の外務大臣であった芦田均が、新憲法下では、天皇が内治外交に立ち入っている印象を与えるので、内奏はあまり好ましくないと考えていたことはよく知られている。⁽⁷⁴⁾しかし、その後、長年首相を務めた吉田茂は、内奏を煩雑に行い、これを慣習化した。⁽⁷⁵⁾吉田は、英国の君主制と日本の天皇制には「政治的立場にも共通性がある」と考えていた。⁽⁷⁶⁾吉田は英国君主が持つ政治大権を日本では認めようとはしなかったが、「政治、経済、文化、宗教など各般の問題に対し、王室の権能として処理する場合」に、それを諮問するための「プリヴィ・カウンシル (Privy Council)」を日本にも設置すべきであると述べており、君主の政治への発言にはそれなりの意義を認めていたようである。また、昭和天皇も内奏時に自分の意見を述べていることが明らかになっている。⁽⁷⁷⁾

つまり実際の象徴天皇は、「政治社外」に置かれていたわけではなく、「内奏」という政治的な影響力を行使できる手段を残していた。『帝室論』だけでは、象徴天皇の説明にはならなかったのである。そこで、小泉は『ジョージ五世伝』に描かれたバジヨットの三原則だけをあえて抽出して、その行為を正当化しようとしたのである。

ただし、小泉は、内奏における天皇の発言をどのようにして有効的なものにするかという点については、それほど重要視していなかった。小泉は、政治家に対する「道徳的奨励者及び警告者」としての皇室の任務は、「精神的道徳的」により重くなったという表現をしているので、道徳的な見識が示せばよいとの考え方だったと思われる。⁽⁸⁰⁾これに対し、吉田は、皇太子が政治家や民間人に会うことで、政治に興味を持たせ、その見識を高めることを重視していた。⁽⁸¹⁾そして吉田は、数度にわたって、小泉がそのことに熱心でないことに対し苦言を呈している。

「皇室の将来ニ付老婆心ながら懸念不能禁、猶又皇太子殿下の御教育ニ付てハ甚た懸念被致候、広く民間人士をも引見相成、我日本の現状ニ付深く御研究願敷、過日來來訪之住友の堀田庄三、出光石油の出光佐三両君ニも皇太子殿ニ進謁致候様勸置候」といった手紙はその一例である。

小泉は、現状の象徴天皇のあり方を正当化するという目的に沿って、自らの皇室論を組み立てていた。そのため内奏を正当化しようとしたが、その内容をどう充実させるかというところまでは考えなかったのである。

結論

以上、ここまで小泉信三の象徴天皇論を見てきた。小泉は近代的な天皇観を持ち、象徴天皇の正当化に適する論説のみを選択して論理を立てた。そして、日本国憲法下の象徴天皇を福澤論吉の『皇室論』によって正当化し、同時に、現実運用されている象徴天皇に合わせて、バジヨット三原則を取り上げたのである。

しかし、小泉はこの相反する『皇室論』とバジヨット三原則の論理の統合をこれ以上進めようとはしなかった。小泉は一九六〇年の「皇室論」以後、『皇室論』や『ジョージ五世伝』を取り上げることがあっても、二つを同時に述べることはなかった。⁽⁸³⁾ 小泉の死後、東宮大夫だった鈴木菊男は次のような言葉を書き残している。

現在の皇室論は必ずしも福澤の皇室論、尊王論をもって足れりとしな。文藝春秋等に時折の所見を寄せられたことはあったが、私どもの期待するところは小泉先生によって総合的体系的な新しい皇室論が書かれることであつた。新憲法下において国民心意の中に定着しつつある所謂象徴天皇制の意義とその効用をあらゆる方面から解明することは小泉先生によってこそなされるべきであつたと思ふ。⁽⁸⁴⁾

だが、小泉は「総合的体系的」な皇室論をそもそも考えていなかった。小泉は、自分が皇太子教育の責任者であるがゆえに、現状の象徴天皇のあり方をどのように理解するかに重きを置いていた。そのため、現状に即した理論を提示できればそれで十分であった。だから、たとえ『帝室論』とバジヨット三原則の論理が合致しなくても、この二つが現状と合っていると判断した場合、これ以上論を進める必要を感じていなかったのである。この姿勢こそが、まさしく小泉の象徴天皇論の特徴であったのである。

(1) 以後、「皇太子」とは明仁皇太子（現天皇）のことを指す。

(2) 皇太子自身もそれを認めている。一九七六年二月一七日記者会見。藪部英一編『新天皇家の自画像』（文春文庫、一九八九年）一二一頁。

(3) 加藤恭子『田島道治』（TBSブリタニカ、二〇〇二年）三〇六―三二二頁。

(4) 前掲『田島道治』三五六―三五八頁。

(5) 榊原亀之甫『天皇の年輪』（サンケイ出版、一九八一年）二〇六頁。

(6) 渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』（青木書店、一九九〇年）五九―六一、一九九―二〇一頁。

(7) 中村政則『戦後史と象徴天皇』（岩波書店、一九九二年）。

(8) 升味準之輔『昭和天皇とその時代』（山川出版社、一九九八年）。

(9) 後藤致人は、内奏を通じて天皇と政治家の間の「君臣情義」を重視し、天皇の政治的影響力が大きかったことを述べているが、天皇に権力が無い以上、あくまでも「個人的な」情義にすぎず、制度的に影響力が常に大きかったという証明にはならない。『昭和天皇と近現代日本』（吉川弘文館、二〇〇三年）二〇八―二三九頁。

- (10) 福澤諭吉『帝室論』『福澤諭吉著作集』第九卷（慶應義塾大学出版会、二〇〇二年）。小泉信三の書いた「帝室論」と区別するために、福澤のものは『帝室論』と表記する。
- (11) Harold Nicolson KING GEORGE THE FIFTH - His Life and Reign, Constable & Co Ltd., London, 1952. 表題の訳は小泉の表記に準じた。
- (12) 前掲『戦後政治史の中の天皇制』二二三～二二七頁。
- (13) 「内奏」とは、政府見解によれば、国務大臣等が天皇に対し国事行為に関連する説明を行うことを指す。大原康男編『詳録・皇室をめぐる国会論議』（展転社、一九九七年）四四～四五頁。
- (14) ケネス・ルーフ『国民の天皇』（共同通信社、二〇〇三年）一五九～一六三頁。
- (15) 今村武雄『小泉信三伝』（文藝春秋、一九八三年）四二七頁。
- (16) 「勇気ある自由人―小泉信三」（『文藝春秋』一九六六年七月号）の中の松本正夫によるコメント（二六八頁）。松本は、小泉の姉・松本千の息子。
- (17) 前掲『小泉信三伝』二七四～二七五頁。
- (18) 代表作として挙げられるのが一九四九年に発売されて、その年だけで約十三万部を販売した『共産主義批判の常識』（新潮社）である。遠藤湘吉『戦後ベストセラー物語十一 小泉信三』『共産主義批判の常識』『朝日ジャーナル』一九六五年十二月二六日号、四四頁。
- (19) 小泉信三「私と社会主義」（『文藝春秋』一九五〇年三月号）『小泉信三全集』第十卷（文藝春秋、一九六七年）二六一～二六二頁。以下『小泉信三全集』（全二八巻、文藝春秋、一九六七～七二年）を『全集』と表記し、初出と巻数、ページ数のみ記載する。また、小泉信三の書いた文章の著者名を「小泉」と省略する。

- (20) 『森鷗外集』（明治文学全集第二七巻、筑摩書房、一九六五年）。初出は『中央公論』一九二二年一月号。
- (21) 小泉「鷗外書簡と社会問題」（『改造』一九三九年十月号）『全集』十三、三三〇～三三一頁。
- (22) 前掲「鷗外書簡と社会問題」『全集』十三、三二一頁。
- (23) 小泉「私の大学生生活」（『中央公論』一九三九年四月号）『全集』十一、二九三～二九五頁。「かのようにの哲学」について具体例を挙げて補足すると、例えば化学は原子を最小単位として定義した上で理論を構築している。つまり「原子が最小単位」である「かのように」扱わなければ、化学という学問そのものが成り立たないということである。
- (24) 前掲「私の大学生生活」『全集』十一、二九五頁。
- (25) 小泉の日記には「鷗外さんの『かのように』は真先に感心した作品だが、今日聞いて見るとあっちでもこっちでも面白いと云う評判だ。何だか自分が本家のような気になって、今晚寝ながら繰り返し読んで読むことにする。」（一九二二年一月十九日）と書かれており、読んだ当初から感銘を受けていたことがわかる。小泉『青年小泉信三の日記』（慶應義塾大学出版会、二〇〇一年）一五三～一五四頁。
- (26) 小泉『私の履歴書』（一九六六年刊行。『日本経済新聞』一九六二年一月に連載）『全集』十六、四七三頁。
- (27) 米谷匡史「津田左右吉・和辻哲郎の天皇論」『人類社会の中の天皇と王権』（岩波講座天皇と王権を考える第一巻、岩波書店、二〇〇二年）二六～二七頁。
- (28) 津田左右吉「建国の事情と万世一系の思想」『世界』一九四六年四月号、四六頁。同「学問の立場から見た現時の思想界」『津田左右吉全集』第三巻（岩波書店、一九六五年）一二一～一二七頁。
- (29) 和辻哲郎「国民全体性の表現者」『和辻哲郎全集』第十四巻（岩波書店、一九六二年）三五二～三五三頁。

- (30) 勝本清一郎は、小泉を狂信や非合理性と無縁な「理性的」な人物として捉え、非合理的な天皇制支持を抱く古いタイプの保守主義者とは対抗関係にあるとの指摘をしている。「小泉信三と新保守主義」大河内一男・大宅壮一監修『近代日本を創った百人』下巻（毎日新聞社、一九六六年）四四八～四四九頁。
- (31) 小泉「わが住居」（『新文明』一九五六年四月号）『全集』十六、一九三～一九四頁。
- (32) 小泉「私の見た現代人物」（『現代人物論』一九五五年）『全集』二六、一八五頁。
- (33) 小泉「福澤論吉」（アテネ文庫版、一九四八年）『全集』二二、一二～一三頁。同「青い鳥」（『三田文学』一九四四年八月号）『全集』二六、九二～九三頁。
- (34) 前掲『福澤論吉』『全集』二二、一三頁。
- (35) 福沢諭吉『文明論之概略』（岩波文庫、一九九五年）四八～四九頁。
- (36) 前掲『文明論之概略』六四～六七頁。
- (37) 前掲『帝室論』一六八、一七二頁。
- (38) 丸山真男『「文明論之概略」を読む』下巻（岩波新書、一九八六年）二二四頁。
- (39) 遠山茂樹『福沢論吉』（東京大学出版会、一九七〇年）一七〇～一八一頁。
- (40) 山田昭次「天皇制イデオロギーと福沢論吉」『史苑』一九五七年六月号。
- (41) 太田雅夫「福沢論吉の天皇観―明治前期の天皇制思想」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）一九六五年三月号。なお、上記の山田と太田の文章は、共に小泉が『帝室論』のみで福澤の天皇論を書くことに対する反発から書かれている。
- (42) 安川寿之輔『福沢論吉と丸山真男―「丸山論吉」神話を解体する』（高文研、二〇〇三年）。

- (43) 前掲「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」三三八～三九、四七頁。
- (44) 小泉「『福澤撰集』解説」(『福澤撰集』岩波文庫、一九二八年)『全集』二二、三八八～三八九頁。
- (45) 富田正文「後記」『福澤諭吉全集』第六卷(岩波書店、一九五九年)六五四頁。
- (46) 以上は、前掲「福澤諭吉」『全集』二二、二〇～二二頁、より作成した。
- (47) 前掲「福澤諭吉」『全集』二二、二二頁。
- (48) 小泉「帝室論」(『文藝春秋』一九六〇年一月号)『全集』十八、三九六頁。
- (49) 福澤諭吉「尊王論」『福澤諭吉著作集』第九卷(慶應義塾大学出版会、二〇〇二年)一三四～二四一頁。
- (50) 前掲「尊王論」二四一～二五〇頁。
- (51) 小泉「読者への手紙」(『週刊新潮』一九五六年五月一日号)『全集』十六、五一七頁。同「皇太子殿下の御婚約」(『毎日新聞』一九五八年二月二八日)『全集』十六、五一九頁。
- (52) 幸田露伴「運命」(岩波文庫、一九三八年)。
- (53) 前掲「読者への手紙」『全集』十六、五一七頁。小泉「この頃の皇太子殿下」(『文藝春秋』一九五九年一月号)『全集』十六、五二三頁。
- (54) 小泉はこの本を皇太子と共に音読したと述べている(前掲「この頃の皇太子殿下」『全集』十六、五二四頁)。小泉は、国語を美しく発音するための訓練が家庭や学校で欠けていることを憂いており、そのことも頭にあつたと思われる(小泉「言語雑感」(『文学界』一九五〇年一月)『全集』十五、二四七頁)。なお、この本については、ただ小泉が戦前より愛読していたためという理由も考えられる。「露伴全集」は私の坐右の書である。ただ、その中で始終取り出して読むという作品は、趣味の上から自から限られている。その第一が「運命」である。「小泉「運命」

- (初出は不明、『大学生活』(一九三九年)に所収)『全集』十三、三二五～三二七頁。
- (55) 前掲「後記」六五四頁。
- (56) 田島道治宛書簡(一九四八年六月二日)『全集』第二五卷上、三八〇頁。
- (57) 石井小一郎「皇太子殿下テニス日記」(『文藝春秋』一九六九年十一月号)『テニスと私』(私家版、一九八〇年)十八～十九頁(一九四八年十一月十一日)。石井は小泉が慶応で庭球部長をしていたときの部員で、皇太子のテニスのコーチをしていた。
- (58) Nicolson, *op. cit.*, p. V. 王の private life を John Gore が書か (King George V. A Personal Memoir, John Murray, London, 1941) 'public life' をニコルソンが書いた。
- (59) 小泉「或る国王の生涯について思う」(『文藝春秋』一九五五年一月～三月号)『全集』十六、一一五頁。
- (60) 小泉「立憲君主制」(『心』一九五九年十一月号)『全集』十六、一七五頁。
- (61) 前掲「読者への手紙」、『全集』十六、五一七頁。
- (62) 以下は、前掲「立憲君主制」『全集』十六、一七六～一七八頁、を要約した。
- (63) Nicolson, *op. cit.*, p.62.
- (64) なお、この本は「イギリス国制論」「英国の国家構造」など様々な訳語が当てられているが、本稿では、筆者が参考とした小松春雄の訳に従った。バジヨット「イギリス憲政論」『世界の名著』第六十卷(中央公論社、一九七〇年)。
- (65) Nicolson, *op. cit.*, p.62.
- (66) 前掲「或る国王の生涯について思う」、『全集』十六、一三九頁。前掲「立憲君主制」、『全集』十六、一七八頁。
- (67) 以上は、前掲「帝室論」『全集』十八、三九一～四〇二頁、を要約した。

- (68) 遠山隆淑「ウォルター・バジョット『イギリス国制論』の政治戦略」『政治研究』(九州大学政治研究会) 二〇〇四年三月号、一二八〜一三二頁。
- (69) 以上の要約は、前掲「イギリス憲政論」六七〜六八、九一〜九五、一〇九〜一一一、一一五〜一一六頁、一二二、一二四〜一二五、一三二、一三四〜一三五、二六九、三〇一頁から作成した。
- (70) 伊藤正雄や丸山真男も同様の指摘をしている。伊藤「バジョットの『英国の国家構造』と福沢論吉の皇室論」『日本歴史』一九七三年二月号、一一五〜一二〇頁。前掲『文明論之概略を読む』下巻、三二〇〜三二二頁。
- (71) 前掲「イギリス憲政論」一〇〇頁。
- (72) Nicolson, *op. cit.*, p.63.
- (73) 小泉はインタビューで将来の皇室のあり方について聞かれた際に、「この問題について、私のいちばんの指針は、福沢論吉の「帝室論」だ」と語っている。『週刊朝日』一九五八年二月一四日号、七頁。
- (74) 『芦田均日記』第二卷(岩波書店、一九八六年) 一三三頁。
- (75) 前掲『戦後政治史の中の天皇制』一六〇頁。
- (76) 吉田茂『回想十年』第四卷(中公文庫、一九九八年) 八六頁。
- (77) 前掲『戦後政治史の中の天皇制』一六一頁。
- (78) 前掲『回想十年』第四卷、八六〜八七頁。
- (79) 前掲『昭和天皇とその時代』二五九〜二六四、三二二〜三三〇頁。ルオフは、昭和天皇は「バジョットが定義した三つの権利のようなものを、ごく当たり前の慣習として行使していた」と述べているが、マッカーサーやダレス、そしてマーフィーなどといった米国人に対しても政治的発言を繰り返しており、戦前の統治権総攬者としての意識

が残存していたのではないかと思われる。前掲『国民の天皇』一八〇頁。前掲『戦後政治史の中の天皇制』一五四頁。一五五頁。豊下櫛彦『安保条約の成立』岩波新書、一九九六年、一四三～二三三頁。『朝日新聞』二〇〇五年六月一日朝刊。吉次公介「知られざる日米安保体制の『守護者』―昭和天皇と冷戦」『世界』二〇〇六年八月号、二四六～二五九頁。

(80) 小泉「皇孫殿下御命名」(『帝都日日新聞』一九六〇年三月一日)『全集』二六、三七〇頁。

(81) 『吉田茂書翰』(中央公論社、一九九四年)一九八頁、岸信介宛(一九五九年一月一九日)。

(82) 前掲『吉田茂書翰』二八〇頁、小泉信三宛(一九六三年七月二六日)。

(83) たとえば、小泉「帝室論」(『産経新聞』一九六三年九月九日)『全集』二十、一〇〇～一〇四頁。同「君徳」『座談おぼえ書き』(文藝春秋、一九六六年)三〇～三四頁(全集未収)。

(84) 鈴木菊男「小泉先生の帝室論」『全集』月報八(一九六七年十一月、二十巻に同封)、五頁。

〔二〇〇六年十二月二七日審査を経て掲載決定〕

(一橋大学大学院社会学研究科博士課程)